

シグネチャー:1 縦組みタイプ  
(シンボルマークと  
ロゴタイプの組み合わせ)



シグネチャー:2 横組タイプ



保護エリア



※シンボルマークの左右10分の1以内に、他の要素を表示しないでください。

ロゴマーク使用例



使用禁止例



※指定色を変更してはならない。

※変形してはならない。

※書体を変えたり、組み換えをしてはならない。

※強烈な背景の上に表示してはならない。

「食と花の銘産品」ロゴマークを使用する際には、次の各事項にご留意ください。

- ◎ロゴマークの使用に当たっては必ず届出が必要になります。詳細は、「新潟市食と花の銘産品事業実施要領」の規定によります。
- ◎使用者が、独自のロゴマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用することはできません。

- ◎次の場合には、使用をご遠慮いただきます。
  - ・新潟市の品位を傷つけ、またロゴマーク制定の趣旨の妨げとなる恐れがあると認められる場合
  - ・規定の使用方法によらないと認められる場合

■使用にあたってのお問い合わせ先

新潟市食と花の推進課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 TEL025-226-1794 FAX025-230-0423